平成20年度 市民税・県民税（住民税）の主な改正点

平成20年度の市・県民税について新たな制度が適用されることになりましたので、主な新制度や改正点のあらましをお知らせします。

■住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）が適用されます《20～28年度住民税に適用》

住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）は、今まで住民税には適用されませんでしたが、税源移譲により所得税額が減少した結果、本来の控除額を控除しきれなくなるなどの影響が生じることになるため、この影響額を翌年度の住民税所得割額から控除できるようになりました。

▶対象者

平成19年分以後の所得税で住宅借入金等特別控除の適用があり、**平成11～18年までに入居**し、次の①または②を満たす方。

①住宅借入金等特別控除可能額が所得税額より大きくなり、控除しきれなくなった方
②住宅借入金等特別控除可能額が所得税額より大きく、税源移譲前でも控除しきれなかったが、税源移譲により控除しきれない額が大きくなった方

【例Ａ】所得税で控除を引ききる場合（住民税に影響なし）

所得税	（移譲前）	（移譲後）	住民税	（移譲前）	（移譲後）
控除前税額	１０	５	控除前税額	５	１０
－ ローン控除	４	－ ４	－ ローン控除	０	－ ０
支払税額	６	１	支払税額	５	１０

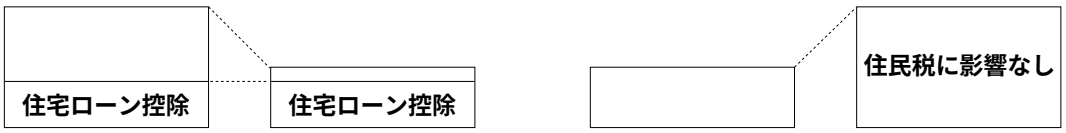

【例Ｂ】上記①に該当する場合

所得税	（移譲前）	（移譲後）	住民税	（移譲前）	（移譲後）
控除前税額	１０	５	控除前税額	５	１０
－ ローン控除	７	－ ７	－ ローン控除	０	－ ２
支払税額	３	０	支払税額	５	８
		控除不足額▲２			

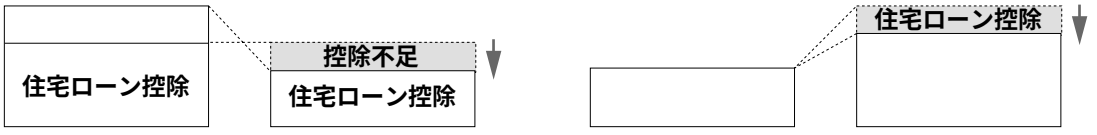

【例Ｃ】上記②に該当する場合

所得税	（移譲前）	（移譲後）	住民税	（移譲前）	（移譲後）
控除前税額	１０	５	控除前税額	５	１０
－ ローン控除	１２	－ １２	－ ローン控除	０	－ ５
支払税額	０	０	支払税額	５	５
控除不能	（２）	（２）			
		控除不足額▲５			

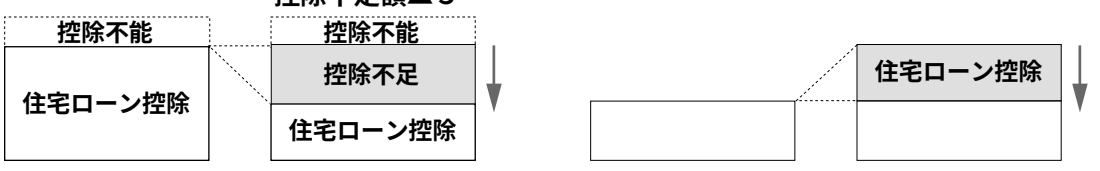

▶計算方法

住宅ローン控除額 ＝ ［❶前年分の所得税の住宅借入金等特別控除可能額 ❷税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額 ❶、❷のいずれか少ない金額］ － 税源移譲後の税率で算出した前年分の所得税額（税額控除前）

▶申告書の配布先／税務課（南国市のホームページからもダウンロードできます）

▶申告書の提出期限および提出先

対象者は**源泉徴収票（コピー不可）を添えて、３月17日までに**税務課へ申告をしてください。
確定申告書を提出する場合は、税務署を通して申告書を提出しても構いません。
なお、控除を受けられる方は、毎年申告書を提出する必要がありますので、ご注意ください。

■老年者非課税限度額の廃止に伴う経過措置が終了します

17年度まで適用されました**65**歳以上で前年の合計所得金額が**125**万円以下の方に対する非課税措置が廃止されました。それに伴い、対象者の方には経過措置が適用されてきましたが、**19**年度をもって経過措置は終了します。

区　分		17年度	18年度	19年度	20年度～
均等割	市民税	非課税	**1,000**円	**2,000**円	**3,000**円
	県民税		**800**円	**1,100**円	**1,500**円
所　得　割			市・県民税とも２／３が減額	市・県民税とも１／３が減額	減額なし

＊県民税の均等割には、森林環境税の**500**円を含んでいます。

■地震保険料控除が創設されます

地震保険の加入を促進する目的で、従来の損害保険料控除を見直して地震保険料控除が創設されます。

▶控除額

地震保険契約に係る金額の１／２に相当する金額（上限２万５千円）を控除します。

▶経過措置

平成**18**年末までに締結した長期損害保険契約に係る保険料控除は、従来どおり最高１万円までの控除が適用されます。ただし、この経過措置と地震保険料控除の両方を適用できる場合の控除の上限は２万５千円となります。

▶備考

短期損害保険契約に係る保険料控除は廃止になります。

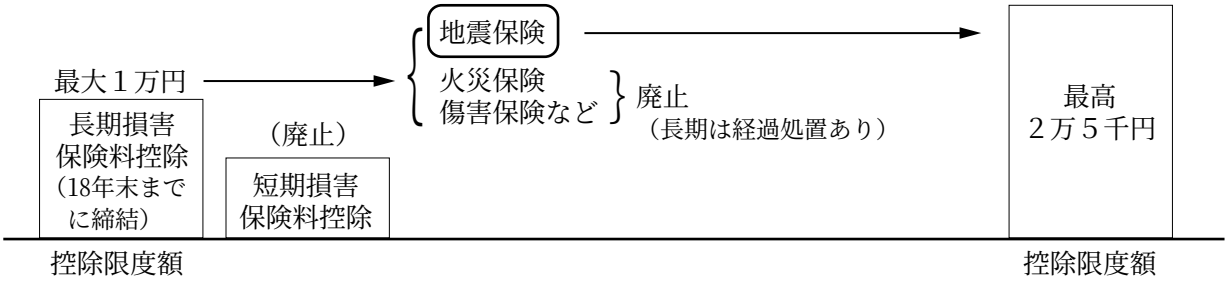

■税源移譲時における年度間の所得の変動に係る経過処置が適用されます《19年度分に適用》

移譲前後の所得の変動があまりない場合は、すなわち平成**19**年度の住民税（**18**年１月～**12**月の所得で計算）で税負担が大きくなった分は、平成**19**年分の所得税（**19**年１月～**12**月の所得で計算）で軽減されることになりますので、所得税と住民税を合計した納税額に変わりはありません。

しかし、平成**19**年中の所得が大きく下がり、所得税がかからなくなってしまった場合、軽減すべき金額を所得税から差し引くことができなくなってしまいます。

このような平成**18**年中の所得と平成**19**年中の所得との変動に伴う負担増を調整するために、経過処置が設けられました。

対象者に該当するかどうかは、20年度の住民税が決定（20年６月）してからになります。
また、平成19年１月１日現在の住所所在地の市区町村に申告を行ってください。
なお、所得が減少した方すべてが対象者になるわけではありませんので、ご留意ください。

※お問い合わせは、**税務課市民税係**（☎８８０－６５５４）まで